

# 株 主 各 位

愛知県清須市西堀江2288番地

**アイカ工業株式会社**

代表取締役社長 小野 勇 治

## 第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

### 〔郵送による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

### 〔インターネットによる議決権行使の場合〕

インターネットにより議決権行使サイト (<http://www.evote.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、40頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。また、インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県清須市西堀江2288番地  
当社本社 第5会議室

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第115期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第115期（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役8名選任の件  
第3号議案 監査役4名選任の件

以 上

-----  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aica.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

◎添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aica.co.jp/>）に掲載させていただきます。

◎株主総会終了後、第6会議室において株主懇談会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和を背景に、企業収益や雇用情勢に改善等が見られ、景気は緩やかな回復基調にありました。一方、消費税率の引上げに伴う駆け込み需要の反動の長期化や円安の進行による輸入原材料価格の上昇などもあり、先行き不透明な状況で推移いたしました。

国内建築市場におきましては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により、住宅着工は減少が続いており、非住宅関連につきましても人手不足や資材の値上がりなどに伴う建設費の高騰や工事の遅れが一部顕在化し、本格的な回復には至っておりません。

このような経営環境の下、当社グループは、医療・介護施設をはじめとする非住宅市場及びリフォームなどの成長分野に対する営業活動の強化、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社及びその子会社とのシナジーの追求、アジア地域におけるメラミン化粧板販売の強化、機能材料事業の強化などを推進いたしました。一方、当社は、経営資源の選択と集中の観点から、平成26年4月1日に、電子セグメントのうち、当社が行っておりましたプリント配線板事業の全てを吸収分割によりR I T Aエレクトロニクス株式会社に譲渡いたしました。また、同年4月1日に当社の連結子会社であるアイカ電子株式会社が行っておりました事業の全てを吸収分割によりR I T Aエレクトロプロダクツ株式会社に譲渡いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は143,843百万円（前連結会計年度比1.9%増）、営業利益は15,181百万円（前連結会計年度比4.5%増）、経常利益は15,885百万円（前連結会計年度比7.7%増）、当期純利益は10,137百万円（前連結会計年度比23.3%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。また、当社グループは、平成26年3月期まで、化成品・建装材・住器建材・電子の4セグメントで構成し、このうち電子セグメントはプリント配線板事業と電子材料事業で構成しておりましたが、平成26年4月1日付でプリント配線板事業を譲渡したことに伴い、当連結会計年度より電子セグメントを廃止いたしました。また、電子材料事業の業績は化成品セグメントに含めて、業績管理及び開示しております。この結果、当社グループは、当連結会計年度よ

り、化成品・建装材・住器建材の3セグメントで構成しております。なお、化成品セグメントの前連結会計年度比につきましては、前連結会計年度の電子材料事業の業績を化成品セグメントに組み替えて表示しております。

#### <化成品セグメント>

接着剤系商品は、合板用接着剤及び集成材用接着剤が低迷したものの、木工・家具向け汎用接着剤、施工用接着剤、産業用アクリル樹脂系接着剤が堅調に推移いたしました。一方、海外では、アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社の子会社が、アジア太平洋地域における接着剤・産業用樹脂の需要を取り込むことができた結果、売上を伸ばすことができ、連結業績に大きく寄与いたしました。

樹脂系商品は、外装・内装仕上塗材「ジョリパット」や、橋梁などの補修・補強材「ジョリシール」・「ダイナミックレジン」が順調に推移しましたが、住宅ベランダ向け防水材料が消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受け苦戦したことから、前年並みに留まりました。

非建築分野への取り組みとして注力している機能材料事業につきましては、太陽電池向け接着剤が市場価格下落の影響を受け苦戦したものの、自動車向け接着剤、電子材料及び有機微粒子の売上を伸ばすことができたことにより、同事業全体としては、順調に推移いたしました。

このような結果、売上高は75,081百万円（前連結会計年度比8.3%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は4,673百万円（前連結会計年度比9.7%増）となりました。

#### <建装材セグメント>

建装材セグメントの主力市場である非住宅市場では、医療・介護施設、交通施設、教育施設などの新築やリニューアルに注力した結果、売上は順調に推移いたしました。

汎用的なメラミン化粧板、化粧ボードは苦戦しましたが、高い意匠性と指紋などの汚れが目立ちにくい特性を持つメラミン化粧板「セルサス」、0.7mmという薄さで不燃性を兼ね備えた薄物メラミン不燃化粧板「アイカフレアテクト」、メラミン化粧板や化粧ボードなどと同柄で様々な内装部位に施工できる粘着剤付化粧フィルム「オルティノ」など、特徴のある商品は売上を伸ばすことができました。また、海外においても、インド、中国、東南アジア諸国を中心に売上を伸ばすことができました。

なお、メラミン化粧板については、主流の木目調とは異なり、奥行きのある花柄やフェルトモチーフなど、高感度なデザインを表現した新ブランド「+Wonder（プラスワンダー）」の販売を開始いたしました。店舗・商業施設などの壁面や、テーブルの天板などで採用され、好評いただいています。

このような結果、売上高は32,096百万円（前連結会計年度比5.2%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は6,686百万円（前連結会計年度比6.4%増）となりました。

#### <住器建材セグメント>

天然水晶を原材料にした高級人造石カウンター「フィオレストーン」や、医療・介護施設、高齢者住宅に適した建具「U. D.（ユニバーサルデザイン）コンフォートシリーズ」は、優れた機能が評価され、売上を伸ばすことができましたが、メラミン化粧板を曲面加工したポストフォーム商品は伸び悩みました。

不燃化粧材「セラルール」は、消臭機能を付与した「セラルール消臭セルサス」の販売開始により、医療・介護施設、高齢者住宅の壁材としての採用が増加しましたが、一方で消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響を受け、住宅向けキッチンパネル用途が苦戦したことにより、全体としては前年並みに留まりました。

このような結果、売上高は36,665百万円（前連結会計年度比0.4%増）、営業利益（配賦不能営業費用控除前）は5,916百万円（前連結会計年度比0.7%増）となりました。

#### 企業集団のセグメント別売上高

セグメント	（前連結会計年度） 第114期 （平成26年3月期）		（当連結会計年度） 第115期 （平成27年3月期）	
	金額	構成比	金額	構成比
	化成品	69,316百万円	49.1%	75,081百万円
建装材	30,509	21.6	32,096	22.3
住器建材	36,506	25.9	36,665	25.5
電 子	4,762	3.4	—	—
計	141,096	100.0	143,843	100.0

#### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資等の総額は2,960百万円で、その主なものは、次のとおりであります。

##### ①当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・アイカインドネシア社                      チカンペック工場の建設
- ・ダイネア南京社                              生産設備

## ②重要な固定資産の売却、撤去、滅失

生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却、撤去または滅失はございません。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資、社債発行等による資金調達はございません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、経営資源の選択と集中の観点から、平成26年4月1日に、電子セグメントのうち、当社が行っておりましたプリント配線板事業の全てを吸収分割によりR I T Aエレクトロニクス株式会社に譲渡いたしました。また、同年4月1日に当社の連結子会社であるアイカ電子株式会社が行っておりました事業の全てを吸収分割によりR I T Aエレクトロプロダクツ株式会社に譲渡するとともに、当社の非連結子会社であるアイカエレクトリック株式会社の発行済株式の全部をR I T Aエレクトロニクス株式会社に譲渡いたしました。

## (5) 対処すべき課題

今後の景気動向につきましては、雇用・所得環境の改善傾向が続き、原油価格下落の影響や各種政策の効果などを背景に緩やかな回復基調が継続することが期待されますが、中国やその他新興国の景気減速懸念、回復が遅れている欧州経済など、景気の下振れリスクが残っています。

当社グループは、このような経営環境を十分認識し、医療・介護施設及びリフォームなどの成長分野に対する営業活動の強化、海外事業と機能材料事業の強化による更なる成長の実現、顧客ニーズにマッチしたスピード感ある新商品開発を行ってまいります。

当社グループは、コンプライアンス（法令遵守）とCSR（企業の社会的責任）を重点方針に掲げ、社会から一層信頼される企業を目指し邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

項目 \ 期別	第112期 (平成24年3月期)	第113期 (平成25年3月期)	第114期 (平成26年3月期)	(当連結会計年度) 第115期 (平成27年3月期)
売上高 (百万円)	95,071	101,353	141,096	143,843
経常利益 (百万円)	10,771	12,640	14,748	15,885
当期純利益 (百万円)	5,986	7,633	8,221	10,137
1株当たり当期純利益 (円)	92.78	117.95	126.77	155.99
総資産 (百万円)	102,997	119,301	131,812	147,017
純資産 (百万円)	76,191	85,006	94,389	107,226
1株当たり純資産額 (円)	1,166.27	1,263.11	1,405.27	1,581.17

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数ならびに期末現在の発行済株式総数については、自己株式数を控除しております。
2. 当連結会計年度より「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用したため、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
アイカインテリア工業株式会社	75百万円	100.00%	住器建材製造
アイカハリマ工業株式会社	72百万円	100.00	建装材・住器建材製造
西東京ケミックス株式会社	60百万円	100.00	工業薬品・化学品等の販売
アイカインドネシア社	3,950千US\$	48.71	化成品・建装材・住器建材製造販売
テクノウッド社	3,300千US\$	78.18	建装材製造
昆山愛克樹脂有限公司	5,700千US\$	91.23	化成品製造
瀋陽愛克浩博化工有限公司	1,100千US\$	50.00	化成品製造販売
愛克樹脂貿易(上海)有限公司	1,500千US\$	80.67	化成品・建装材・住器建材販売
アイカ・ラミネーツ・インドゥア社	808,000千INR	95.67	建装材製造販売
アイカベトナム社	1,500千US\$	100.00	化成品製造販売
アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社	145,628千SGD	100.00	アジア太平洋地域における化成品の製造販売(持株会社としての統括管理)

(8) 主要な事業内容

セグメント	主 要 製 品
化 成 品	外装・内装仕上塗材、塗り床材、各種接着剤、有機微粒子、他
建 装 材	メラミン化粧板、化粧合板
住器建材	室内用ドア、インテリア建材、カウンター、収納扉、不燃化粧材

## (9) 主要な営業所および事業所

### ①当社の主要な営業所および工場

本 社	愛知県清須市西堀江2288番地	
開発拠点	R & Dセンター甚目寺研究所	愛知県あま市上萱津深見24番地
	R & Dセンター茨城研究室	茨城県古河市大和田1778番地
	R & Dセンター丹波研究室	兵庫県丹波市柏原町下小倉960
生産拠点	本社工場	愛知県清須市西堀江2288番地
	甚目寺工場	愛知県あま市上萱津深見24番地
	福島工場	福島県岩瀬郡鏡石町深内町46番地26
	広島工場	広島県三原市下北方一丁目11番1号
	茨城工場	茨城県古河市大和田1778番地
	丹波工場	兵庫県丹波市柏原町下小倉960
主要な営業拠点	札幌支店 (北海道)、仙台支店 (宮城県)	
	盛岡支店 (岩手県)、東京支店 (東京都)	
	埼玉支店 (埼玉県)、横浜支店 (神奈川県)	
	千葉支店 (千葉県)、北関東支店 (群馬県)	
	名古屋支店 (愛知県)、静岡支店 (静岡県)	
	金沢支店 (石川県)、大阪支店 (大阪府)	
	神戸支店 (兵庫県)、広島支店 (広島県)	
	四国支店 (香川県)、福岡支店 (福岡県)	
	鹿児島支店 (鹿児島県)	

### ②主要な子会社

国 内	アイカインテリア工業株式会社 (本社：愛知県)
	アイカハリマ工業株式会社 (本社：兵庫県)
	西東京ケミックス株式会社 (本社：東京都)
	株式会社アイホー (本社：愛知県)
海 外	アイカインドネシア社 (インドネシア国 西ジャワ州)
	テクノウッド社 (インドネシア国 西ジャワ州)
	昆山愛克樹脂有限公司 (中国江蘇省)
	瀋陽愛克浩博化工有限公司 (中国遼寧省)
	愛克樹脂貿易 (上海) 有限公司 (中国上海市)
	アイカ・ラミネーツ・インディア社 (インド共和国 ニューデリー)
	アイカベトナム社 (ベトナム社会主義共和国 ロンアン省)
	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社 (シンガポール共和国)

(10) 従業員の状況

①当社グループの従業員

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,467名	15名減

②当社の従業員

従業員数	前期末比増減
1,100名	2名減

(注) 従業員数は就業人員であり、パートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入額に重要性がありませんので記載を省略しております。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、昭和電工株式会社（以下「昭和電工」）のフェノール樹脂事業を譲受けるための株式譲受契約を締結することを決議し、同日昭和電工と同契約を締結いたしました。

①対象事業 昭和電工におけるフェノール樹脂事業

②対象事業の売上高（平成26年12月期実績） 40億円

③事業譲受の理由

昭和電工のフェノール樹脂事業は、長い歴史に培われた高い技術力と、建築用途のほか自動車、鉄鋼、塗料、電子材料など幅広い用途の製品群を有しております。当該対象事業の技術力と製品群を海外拠点に展開することで、今後、大きく伸張することが期待される中国・ASEAN地域におけるフェノール樹脂事業の強化を図ると共に、国内外市場の非建築用途向けビジネスの一層の拡充を推進することにより、化成品事業全体の更なる構造変革と成長を実現して参ります。

④譲受方法等

昭和電工が、新たに設立する同社の完全子会社（以下「新会社」）に対し、吸収分割により対象事業の全てを承継した後、当社が新会社の発行済株式総数の85%に相当する数の新会社株式を平成27年9月に昭和電工より譲受ける予定です。昭和電工が継続所有する残りの15%の新会社株式については、さらに2年後を目途に当社が譲受ける予定です。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 116,577,000株 |
| (2) 発行済株式総数  | 67,590,664株  |
| (3) 株主数      | 5,173名       |
| (4) 1単元の株式数  | 100株         |
| (5) 大株主の状況   |              |

株 主 名	当社への出資状況	
	持 株 数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,714 <sup>千株</sup>	5.69 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,094	4.74
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	2,096	3.21
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HSD00	2,034	3.12
アイカ工業取引先持株会	1,936	2.97
アイカ工業株式保有会	1,657	2.54
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,537	2.36
住友生命保険相互会社	1,318	2.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,300	1.99
大日本印刷株式会社	1,293	1.98

- (注) 1. 当社は、自己株式2,333千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 2. 持株比率は、自己株式2,333千株を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

①新株予約権の数

661個

②目的となる株式の種類および数

普通株式 66,100株（新株予約権1個につき100株）

③保有状況

	名称	株主総会 決議日	取締役会 決議日	行使価額	行使期間	個数	保有者数
取締役	第1回 新株予約権	平成18年 6月23日	平成19年 5月7日	1株につき 1円	平成19年5月25日から 平成39年5月24日まで	40個	3名
取締役	第2回 新株予約権	平成19年 6月22日	平成20年 5月9日	1株につき 1円	平成20年5月28日から 平成40年5月27日まで	40個	3名
取締役	第3回 新株予約権	平成20年 6月24日	平成21年 5月8日	1株につき 1円	平成21年5月27日から 平成41年5月26日まで	54個	4名
取締役	第4回 新株予約権	平成21年 6月23日	平成22年 4月30日	1株につき 1円	平成22年5月19日から 平成42年5月18日まで	68個	5名
取締役	第5回 新株予約権	平成22年 6月23日	平成23年 4月28日	1株につき 1円	平成23年5月17日から 平成43年5月16日まで	102個	6名
取締役	第6回 新株予約権	平成23年 6月23日	平成24年 4月27日	1株につき 1円	平成24年5月16日から 平成44年5月15日まで	205個	7名
取締役	第7回 新株予約権	平成24年 6月22日	平成25年 4月30日	1株につき 1円	平成25年5月17日から 平成45年5月16日まで	152個	7名

(注) 1. 社外取締役の保有する新株予約権等はありません。

2. 当社は、平成18年5月15日開催の取締役会において同年6月23日開催の第106回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。以降、平成24年6月22日開催の第112回定時株主総会まで毎年、新株予約権を株式報酬型ストックオプション（取締役報酬額とは別枠で年額300万円以内）として取締役に付与することをご承認いただいております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況該当事項はございません。

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	渡 辺 修	
代表取締役社長	小 野 勇 治	
専 務 取 締 役	伊 東 善 光	営業カンパニー長
常 務 取 締 役	岩 田 照 徳	建装・建材カンパニー長
常 務 取 締 役	百 々 聡	総合企画部長
取 締 役	岩 瀬 幸 廣	営業カンパニー副カンパニー長
取 締 役	大 村 信 幸	アイカ・アジア・パシフィック・ホールディング社取締役副会長
取 締 役	小 瀬 村 久	営業カンパニー営業統括部長
* 取 締 役	小 倉 健 二	Carrier Integration株式会社監査役 Wafer Integration株式会社監査役 株式会社クーレボ監査役
常 勤 監 査 役	野 田 近	
常 勤 監 査 役	森 永 博 之	
**監 査 役	松 浦 洋	全国農業協同組合連合会監事（社外監事）
**監 査 役	加 藤 正 和	公認会計士、税理士、天野エンザイム株式会社監査役、天野エンザイムホールディングス株式会社監査役、株式会社Mizkan Holdings監査役（社外監査役）、株式会社中壱酢店監査役（社外監査役）
**監 査 役	浦 部 康 資	弁護士

- (注) 1. \*印は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. \*\*印は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役 加藤正和氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。  
 4. 取締役 小倉健二氏、監査役 松浦 洋氏、加藤正和氏および浦部康資氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

## (2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役（うち社外取締役）	10名（1名）	288百万円（4百万円）
監 査 役（うち社外監査役）	6名（3名）	54百万円（20百万円）
合 計	16名	342百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 森永博之氏は、平成26年6月24日開催の第114回定時株主総会において、取締役を退任した後、監査役に就任したため、人数および報酬等の額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。
3. 監査役的人数および報酬等の額には平成26年6月24日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含めて記載しております。
4. 平成18年6月23日開催の第106回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額370百万円以内（ただし、株式報酬型ストックオプションによる報酬等は別枠で年額30百万円以内とし、また、使用人分給与は含まない）、監査役の報酬限度額は年額70百万円以内にすることをご承認いただいております。

## (3) 社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区 分	氏 名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	小倉健二	Carrier Integration株式会社 Wafer Integration株式会社 株式会社クーレボ	監査役	当社とCarrier Integration株式会社、Wafer Integration株式会社ならびに株式会社クーレボとの間には特別な関係はありません。
監査役	松浦 洋	全国農業協同組合連合会	社外監事	当社と全国農業協同組合連合会との間には特別な関係はありません。
監査役	加藤正和	天野エンザイム株式会社 天野エンザイムホールディングス株式会社 株式会社Mizkan Holdings 株式会社中埜酢店	監査役 社外監査役	当社と天野エンザイム株式会社、天野エンザイムホールディングス株式会社、株式会社Mizkan Holdingsならびに株式会社中埜酢店との間には特別な関係はありません。

## ②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会		監査役会	
		出席回数／開催回数	出席率	出席回数／開催回数	出席率
取締役	小倉健二	10回／10回	100%	—	—
監査役	松浦 洋	14回／14回	100%	15回／15回	100%
監査役	加藤正和	14回／14回	100%	15回／15回	100%
監査役	浦部康資	13回／14回	93%	14回／15回	93%

(注) 取締役 小倉健二氏は、平成26年6月24日開催の第114回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、対象の取締役会の開催回数が少なくなっております。

## ③取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役 小倉健二氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、助言・提言を行っております。
- ・監査役 松浦 洋氏は、リスクマネジメントに関する専門的な知識と豊富な経験から、助言・提言を行っております。
- ・監査役 加藤正和氏は、主に公認会計士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。
- ・監査役 浦部康資氏は、主に弁護士としての専門的見地から、助言・提言を行っております。

## ④責任限定契約に関する事項

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ  
(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
①	報酬等の額	35百万円
②	当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	41百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上に基づく監査と金融商品取引法上に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分していないため、当事業年度に係る報酬等の額にはその合計額を記載しております。  
2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務（非監査業務）である情報管理体制のコンサルタント業務の対価を支払っております。  
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の決議の目的とするものといたします。  
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の合意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システム構築の基本方針を制定しておりますが、平成27年5月18日開催の取締役会において一部改定を行うことを決議いたしました。（変更箇所は下線で示しております）

- (1) 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ①コンプライアンス体制にかかる規程を整備し、取締役ならびに使用人が法令・定款および当社の経営理念を遵守するための行動規範として、「アイカグループ社員の行動指針」を制定し、当社およびグループ全体の役職員に配布し周知徹底を図る。
  - ②「企業倫理委員会」において企業活動における法令遵守とそのために必要な施策の企画や立案を行い、取締役ならびに使用人への周知徹底を図る。
  - ③品質（ISO9001）・環境（ISO14001）・労働安全衛生（OHSAS18001）マネジメントシステムを「三位一体の活動」として全社に展開し、各マネジメントシステムにおいて法令・法規制等の要求事項を遵守する。
  - ④内部通報制度の自浄機能を発揮させ、早期に問題点の把握と解決を図る。

- ⑤内部監査を専門とする組織「法務監査室」が、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討する。
- ⑥市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断・排除する。また、弁護士、警察等の外部専門機関とも連携し組織的に対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ①取締役の職務の執行に関する情報・文書は、社内規程および関連する文書管理マニュアルに基づき、適切な文書の保存ならびに管理体制を維持する。
- ②株主総会議事録・取締役会議事録・経営報告会議事録・子会社の代表者会議議事録・稟議書ならびに関連資料は総合企画部が、契約書ならびに関連資料などの重要文書類は法務監査室がそれぞれ保管・管理する。
- ③取締役、執行役員、監査役は、常時これらの文書等の閲覧または謄写ができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ①経営環境を取り巻く各種リスク（法令遵守・災害・製品・品質・物流・安全衛生・環境・情報セキュリティ）については、それぞれの対応部署において検証し、規程・ガイドラインを制定する。また、リスク評価は定期的に取り締役会・監査役会に報告する。
- ②取締役会・監査役会は、必要に応じ各種リスクについて審議し、法律上の判断が必要な場合は顧問弁護士等に意見を求めるなど対策を講じる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①執行役員制度を執ることにより、業務執行の迅速化と取締役が担っていた経営機能と執行機能の分離・強化を推し進め、より一層の経営の健全性と効率性を高める。
- ②取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。取締役会は、審議の活性化を図り、経営の透明性・客観性を確保するため、社外取締役を含む取締役にて構成する。
- ③年度目標は中期経営計画に基づき策定する。各部門はその目標達成に向けて目標と予算を策定し、併せて具体策を立案し実行する。
- (5) 当該株式会社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①企業集団としての企業行動指針を定め、コンプライアンスや理念の統一をめざし、各子会社ごとに当社の取締役・執行役員等より責任担当を決め、事業を総括的に管理する。
- ②当社は、子会社の経営内容を把握し、かつ業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、重要事項について当社（取締役会または代表取締役）の承認または当社への報告を求める。
- ③当社は、グループ代表者会議を開催し、当社グループにおける業務執行の状況報告と重要事項の報告を行い、グループ全体の迅速な意思決定と適正な業務遂行を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および取締役からの独立性に関する事項
- ①監査役は、その職務を補助すべき使用人として、監査役付を置く。監査役付は、監査役の指示に従いその職務を行う。

なお、監査役付の独立性を確保するため、当該使用人に関する指揮命令権・人事権については、監査役・監査役会の事前の同意を得る。

②監査役より監査業務に必要な業務指示および命令を受けた当該使用人は、監査役が指定する補助すべき期間中は、その業務指示に関して、取締役および他の使用人の指揮命令を受けないこととし、監査役に係る業務に優先して従事する。

(7) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。

②取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき法令に従い直ちに監査役会に報告する。その他、法定事項に加え、取締役との協議により決定する下記事項を報告する。

※内部統制システムの整備・運用に関わる件、子会社の監査役の監査状況、重要な会計方針、会計基準およびその変更、業績および業績見込の発表内容、重要な開示書類の内容、稟議書および監査役から要求された会議議事録など

③監査役へ報告を行った取締役および使用人に対し、不利益が生じないことを確保する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役と取締役・会計監査人との意見交換ならびに内部監査部門等の協力・補助体制を確保する。

②代表取締役は、監査役会・会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を実施する。

③監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、顧問弁護士、公認会計士等を活用する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社および当社グループが金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制評価報告制度に適切に対応するため「内部統制委員会」を設置し、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価することにより、財務報告の信頼性を確保する体制を整備する。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とす

るもの等、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断します。

## II. 基本方針の実現に資する取り組み

### ＜中長期的な会社の経営戦略＞

アイカグループは、共生の理念のもと、たえざる革新により新しい価値を創造し、社会に貢献して「真にお客さまに選ばれる企業集団ーグッドカンパニー」を目指しています。

また、グループ全体の企業価値の増大が株主の利益にもつながると認識し、企業価値の継続的な増大のため『スピード・効率・変革』をスローガンにしております。

当社グループにおきましては、以下の項目に重点を置き経営を進めています。

- ①連結経営とフリー・キャッシュ・フロー重視の経営体質を構築します。
- ②「地球環境の保全」と「地域との調和」を図り、環境にやさしい商品を開発します。
- ③事業分野におけるナンバーワン商品を拡充します。
- ④海外における生産・販売拠点の充実を図り、グローバル展開を推進します。
- ⑤素材メーカーとしての特徴を活かし、素材連携に基づいた独創性のある商品展開を進めます。

以上の基本方針のもと、平成25年4月からは新たに中期4ヵ年計画をスタートさせました。この目標達成のために、1) 改修・リフォーム・医療介護などの成長分野への取り組み強化と用途開発による国内中核事業の持続的成長、2) 海外事業・機能材料事業の展開加速を通じた事業構造の変革、3) 生産・調達のグローバル最適化と原価低減の推進、4) 事業環境の変化とグローバル化に即した組織運営と人材強化、を重点的に進め、株主・顧客などのステークホルダーから絶大の信頼を得られるよう取り組んでまいります。

### ＜コーポレート・ガバナンス（企業統治）の推進＞

当社は「コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化」を通じて、グループ会社とともに企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を実現させていきたいと考えています。

- ①基本規程として「行動規範」を策定し、企業理念の精神を具体化した役員及び社員の「行動指針」として定めています。更に、全社横断組織として「企業倫理委員会」を設置するなど企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性、効率性、健全性を向上すべく推進しています。
- ②経営の体制として、業務執行と監督機能区分を明確化するため、執行役員制度を導入しております。なお、取締役会は、経営の透明性・客観性を確保するため社外取締役を含む取締役にて構成しております。また、監査役会を構成する監査役を5名、このうち3名を社外監査役とし、監査役監査の透明性、公平性を確保しています。

当社では多数の投資家の皆様に長期的に当社に投資を継続していただくため、当

社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以上のような施策を実施しております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして、当社は「大規模買付ルール」を設定し、また当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような大規模買付行為への対抗措置（買収防衛策）を導入いたしました。

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者取締役会に対する必要かつ十分な情報の提供を求め、②取締役会による一定の評価期間が経過した後にはじめて大規模買付行為が開始されるというものです。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として、当該買付提案についての反対意見の表明あるいは代替案の提示により株主の皆様を説得するに留め、当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

#### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が以下①～⑤のいずれかに該当し、その結果として当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、例外的に当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

- ①真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を上げ高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的の大規模買付行為  
(いわゆるグリーンメーラーである場合)
- ②当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権・ノウハウ・企業秘密情報・主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的の大規模買付行為
- ③当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定の大規模買付行為
- ④当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的の大規模買付行為
- ⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買付（最初の買付条件よりも二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは二段階目の買付条件を明確にしないで、公開買付等の株式の買付を行うことをいいます。）等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株式の売却を強

- 要するおそれがある大規模買付行為
- (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、又はその他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保を目的として、第三者委員会の勧告を十分に尊重した上で、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとる場合があります。

#### IV. 上記Ⅱ及びⅢの取り組みが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社株式に対する大規模買付行為がなされた場合に、当該大規模買付に応じるか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、買収防衛策を導入するものであり、上記Ⅰに述べた会社支配に関する基本方針に沿うものです。

また、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び公正性を担保するための仕組みとして、第三者委員会を設置しています。

第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役ならびに社外有識者の中から選任される委員3名以上により構成されます。なお、第三者委員会の判断の概要については、適時適切に株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値及び株主共同の利益に適うように透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、平成25年4月30日に開催の取締役会において、株式会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を決議し、平成25年6月25日開催の第113回定時株主総会でご承認いただいております。

---

◎本事業報告は次により記載いたしております。

1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 記載株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 記載比率は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>96,670</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>34,655</b>
現金及び預金	35,220	支払手形及び買掛金	18,400
受取手形及び売掛金	45,692	電子記録債権	4,674
商品及び製品	5,926	短期借入金等	1,429
仕掛品	560	未払法人税等	2,566
原材料及び貯蔵品	5,021	未払消費税等	904
繰延税金資産	867	賞与引当金	1,469
その他	3,655	その他	5,211
貸倒引当金	△273	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,134</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>50,346</b>	長期借入金	1,426
<b>有形固定資産</b>	<b>28,318</b>	繰延税金負債	2,280
建物及び構築物	11,179	退職給付に係る負債	684
機械装置及び運搬具	7,581	その他	743
工具、器具及び備品	927	<b>負 債 合 計</b>	<b>39,790</b>
土地	7,700	<b>純 資 産 の 部</b>	
リース資産	139	<b>株 主 資 本</b>	<b>94,659</b>
建設仮勘定	790	資本金	9,891
<b>無形固定資産</b>	<b>6,621</b>	資本剰余金	13,270
のれん	4,495	利益剰余金	73,527
その他	2,126	自己株式	△2,030
<b>投資その他の資産</b>	<b>15,406</b>	その他の包括利益累計額	8,523
投資有価証券	13,920	その他有価証券評価差額金	3,511
繰延税金資産	244	繰延ヘッジ損益	△8
退職給付に係る資産	628	為替換算調整勘定	4,845
その他	613	退職給付に係る調整累計額	174
<b>資 産 合 計</b>	<b>147,017</b>	<b>新 株 予 約 権</b>	<b>67</b>
		<b>少 数 株 主 持 分</b>	<b>3,976</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>107,226</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>147,017</b>

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		143,843
売 上 原 価		104,992
売 上 総 利 益		38,850
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		23,669
営 業 利 益		15,181
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	334	
そ の 他	954	1,289
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	137	
そ の 他	447	585
経 常 利 益		15,885
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	1,381	1,381
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		17,266
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	6,157	
法 人 税 等 調 整 額	173	6,330
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		10,935
少 数 株 主 利 益		798
当 期 純 利 益		10,137

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年4月1日残高	9,891	13,269	65,765	△2,334	86,591
会計方針の変更による 累積的影響額			169		169
会計方針の変更を反映 した当期首残高	9,891	13,269	65,935	△2,334	86,761
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,544		△2,544
当期純利益			10,137		10,137
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分				299	299
自己株式の交付 (新株予約権の行使)		1		8	9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	—	1	7,592	304	7,897
平成27年3月31日残高	9,891	13,270	73,527	△2,030	94,659

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
平成26年4月1日残高	2,206	1	2,519	△93	4,634	77	3,085	94,389
会計方針の変更による 累積的影響額								169
会計方針の変更を反映 した当期首残高	2,206	1	2,519	△93	4,634	77	3,085	94,558
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当								△2,544
当期純利益								10,137
自己株式の取得								△3
自己株式の処分								299
自己株式の交付 (新株予約権の行使)								9
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,304	△10	2,326	268	3,888	△9	890	4,769
連結会計年度中の変動額 合計	1,304	△10	2,326	268	3,888	△9	890	12,667
平成27年3月31日残高	3,511	△8	4,845	174	8,523	67	3,976	107,226

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>流動資産</b>	<b>70,473</b>	<b>流動負債</b>	<b>25,975</b>
現金及び預金	25,655	支払手形	85
受取手形	11,621	電子記録債権	4,674
売掛金	25,030	買掛金	14,158
商品及び製品	3,682	リース債権	40
仕掛品	308	未払金	32
原材料及び貯蔵品	964	未払費用	1,642
繰延税金資産	691	未払法人税等	2,033
短期貸付金	936	未払消費税等	695
未収入金	1,353	賞与引当金	1,176
その他	229	繰延税金負債	1,435
<b>固定資産</b>	<b>49,244</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,017</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>14,112</b>	リース負債	92
建物	4,962	繰延税金負債	1,430
構築物	374	その他	493
機械及び装置	1,938	<b>負債合計</b>	<b>27,992</b>
車両運搬具	48	<b>純資産の部</b>	
工具、器具及び備品	502	<b>株主資本</b>	<b>88,156</b>
土地	5,987	資本金	9,891
リース資産	130	資本剰余金	13,278
建設仮勘定	167	資本準備金	13,277
<b>無形固定資産</b>	<b>401</b>	その他資本剰余金	1
ソフトウェア	327	<b>利益剰余金</b>	<b>67,016</b>
その他	73	利益準備金	1,622
<b>投資その他の資産</b>	<b>34,731</b>	その他利益剰余金	65,393
投資有価証券	13,111	圧縮積立金	295
関係会社株式	20,120	別途積立金	16,976
関係会社出資金	836	繰越利益剰余金	48,122
その他	662	<b>自己株式</b>	<b>△2,030</b>
<b>資産合計</b>	<b>119,718</b>	評価・換算差額等	3,501
		その他有価証券評価差額金	3,510
		繰延ヘッジ損益	△8
		<b>新株予約権</b>	<b>67</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>91,725</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>119,718</b>

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		98,053
売 上 原 価		70,722
売 上 総 利 益		27,330
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,137
営 業 利 益		11,193
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	650	
そ の 他	730	1,381
営 業 外 費 用		274
経 常 利 益		12,299
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	1,635	1,635
税 引 前 当 期 純 利 益		13,935
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,242	
法 人 税 等 調 整 額	161	4,403
当 期 純 利 益		9,532

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日  
至 平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		その他利益剰余金 (注)		
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	剰余金			
平成26年4月1日残高	9,891	13,277	0	1,622	58,236		△2,334	80,694
会計方針の変更による累積的影響額					169			169
遡及処理後当期首残高	9,891	13,277	0	1,622	58,406		△2,334	80,864
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△2,544			△2,544
当期純利益					9,532			9,532
自己株式の取得							△3	△3
自己株式の処分							299	299
自己株式の交付 (新株予約権の行使)			1				8	9
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	—	—	1	—	6,987		304	7,292
平成27年3月31日残高	9,891	13,277	1	1,622	65,393		△2,030	88,156

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
平成26年4月1日残高	2,205	1	2,206	77	82,978
会計方針の変更による累積的影響額					169
遡及処理後当期首残高	2,205	1	2,206	77	83,147
事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△2,544
当期純利益					9,532
自己株式の取得					△3
自己株式の処分					299
自己株式の交付(新株予約権の行使)					9
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,304	△10	1,294	△9	1,285
事業年度中の変動額合計	1,304	△10	1,294	△9	8,577
平成27年3月31日残高	3,510	△8	3,501	67	91,725

(注) その他利益剰余金の内訳

	圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
平成26年4月1日残高	281	16,976	40,978	58,236
会計方針の変更による累積的影響額			169	169
遡及処理後当期首残高	281	16,976	41,148	58,406
事業年度中の変動額				
圧縮積立金の積立	14		△14	—
圧縮積立金の取崩	△0		0	—
剰余金の配当			△2,544	△2,544
当期純利益			9,532	9,532
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	13	—	6,973	6,987
平成27年3月31日残高	295	16,976	48,122	65,393

◎記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

アイカ工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 崎 裕 司 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイカ工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイカ工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

アイカ工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 井 夏 樹 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 崎 裕 司 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイカ工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

アイカ工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私共監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び海外子会社を含む主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の往査を行うとともに、事業の報告を受けました。これらの監査の実施状況及び結果については、適宜監査役会等に報告をし、他の監査役との意思疎通及び情報の交換を図り、適正な監査意見の形成に努めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月12日

アイカ工業株式会社 監査役会

常勤監査役 野 田 近 ㊟

常勤監査役 森 永 博 之 ㊟

社外監査役 松 浦 洋 ㊟

社外監査役 加 藤 正 和 ㊟

社外監査役 浦 部 康 資 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

利益配分につきましては、安定的な配当の維持および適正な利益還元を基本方針とし、業績に連動した配当政策を進めていく考えであります。今後の株主還元につきましては、連結配当性向30%以上を目安に実施してまいります。ただし、この配当性向は資産譲渡等の特殊・特別な損益を除外し、計算した当期純利益に対する配当性向としております。

当期の期末配当につきましては、当社基本方針ならびに過去の還元実績、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額は1,500,912,449円

なお、中間配当金として1株につき20円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり43円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月25日

## 第2号議案 取締役8名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）の任期が満了となりますので、改めて取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	おの ゆう じ 小野 勇 治 (昭和31年8月24日生)	昭和54年4月 当社入社 平成12年4月 当社化成品開発第一部長 平成14年10月 当社化成品カンパニー営業部長 平成16年4月 当社化成品カンパニー副カンパニー長 平成16年6月 当社執行役員 平成16年10月 当社第二R&Dセンター長 平成20年4月 当社化成品カンパニー長 平成20年6月 当社取締役 平成21年6月 当社常務取締役 平成22年6月 当社代表取締役（現任） 当社取締役社長（現任）	63,372株
2	い とう よし みつ 伊東 善 光 (昭和28年4月29日生)	昭和52年3月 当社入社 平成14年4月 当社住器建材カンパニー営業部長 平成15年4月 当社住器建材カンパニー副カンパニー長 平成15年6月 当社執行役員 平成17年4月 当社住器建材カンパニー長 平成17年6月 当社取締役 平成20年6月 当社常務取締役 平成20年7月 当社住器建材カンパニー担当、 首都圏第一営業統括、東京支店長 平成21年2月 当社首都圏営業統括 平成21年10月 当社住器建材カンパニー担当 平成22年4月 当社甲信越統括 平成22年10月 当社住器建材カンパニー長 平成24年4月 当社直需部担当 平成25年4月 当社営業カンパニー長（現任） 平成25年6月 当社専務取締役（現任）	32,509株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	とう どう さとし 百々 聡 (昭和32年8月16日生)	昭和55年4月 株式会社東海銀行入行 平成15年3月 株式会社U F J 銀行蒲郡支店長 平成19年3月 株式会社三菱東京U F J 銀行守口支社長 平成21年4月 当社入社 当社総務部担当、財務企画部長 平成21年6月 当社執行役員 平成22年1月 当社総合企画部長 平成22年6月 当社取締役 平成24年11月 当社広報・I R 室長 平成25年4月 当社海外事業部長 西東京ケミックス株式会社 代表取締役社長 平成26年4月 当社総合企画部長（現任） 平成26年6月 当社常務取締役（現任） 平成27年4月 当社財務統括部担当（現任）	16, 883株
4	いわ せ ゆき ひろ 岩瀬 幸廣 (昭和30年11月20日生)	昭和54年4月 当社入社 平成14年4月 当社首都圏第二営業統括、 東京支店長 平成15年4月 当社首都圏営業統括、東京支店長 当社執行役員 平成17年4月 当社建装材カンパニー副カンパニー長 平成18年4月 当社東海北陸営業統括、名古屋支店長 平成20年4月 当社市場開発部長 平成21年2月 当社九州営業統括、福岡支店長 平成22年4月 当社九州統括、中四国統括 平成22年6月 当社上席執行役員 平成23年4月 当社建装材カンパニー長 平成23年6月 当社取締役（現任） 平成25年4月 当社営業カンパニー営業統括部長 平成26年4月 当社営業カンパニー副カンパニー長、 同カンパニー首都圏担当 平成27年4月 当社建装・建材カンパニー長（現任）	22, 259株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	おおむらのぶゆき 大村 信 幸 (昭和39年4月7日生)	昭和63年4月 三井物産株式会社入社 平成15年10月 同社中部支社物資部物資室長 平成20年6月 同社コンシューマーサービス事業 第二本部次長 平成21年1月 当社入社 当社海外事業部副事業部長 平成21年4月 当社海外事業部長 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成23年4月 当社新規事業室長、法務監査室長、 広報・IR室長 平成24年11月 当社海外事業部副事業部長 平成24年12月 アイカ・アジア・パシフィック・ホー ルディング社取締役副会長 平成27年4月 アイカ・アジア・パシフィック・ホー ルディング社取締役会長(現任)	15,670株
6	こせむらひさし 小瀬村 久 (昭和36年6月12日生)	昭和60年4月 当社入社 平成13年4月 当社福島営業所長 平成15年4月 当社住器建材カンパニー埼玉支店長 平成19年4月 当社東北営業統括 仙台支店長 平成22年4月 当社東京支店長、同支店住器建材カンパニー部長 平成22年6月 当社執行役員 平成22年10月 当社首都圏統括、東京支店長 平成24年6月 当社上席執行役員 平成25年4月 当社営業カンパニー東京支社長 平成26年4月 当社営業カンパニー営業統括部長(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	10,586株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	* もり 森 良 二 (昭和34年9月29日生)	昭和57年4月 当社入社 平成12年5月 当社化粧板生産部長 平成15年4月 当社建装材カンパニー生産統括部本社工場長 平成18年4月 当社建装材カンパニー生産統括部長 平成21年10月 当社化成品カンパニー生産統括部長 平成23年6月 当社執行役員 平成24年4月 当社建装材カンパニー生産統括部長 平成25年4月 当社建装・建材カンパニー生産統括部長(現任) 平成25年6月 当社上席執行役員(現任)	10,607株
8	お ぐら けん じ 小 倉 健 二 (昭和22年10月1日生)	昭和45年4月 ソニー株式会社入社 昭和63年10月 ソニー長崎株式会社 取締役管理部長 平成7年6月 ソニー国分株式会社 取締役管理部長 平成9年10月 エステイ・エルシーディ株式会社 取締役管理部長 平成14年6月 同社常務取締役 平成15年6月 同社代表取締役副社長 平成17年6月 同社代表取締役社長 平成23年2月 Carrier Integration株式会社監査役(現任) Wafer Integration株式会社監査役(現任) 平成24年6月 株式会社クーレボ監査役(現任) 平成26年6月 当社取締役(現任)	0株

- (注) 1. \*は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 小倉健二氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。  
なお、小倉健二氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。  
4. 社外取締役候補者の選任理由  
小倉健二氏は、これまで長年にわたり企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任するものであります。また、同氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって1年であります。  
5. 社外取締役との責任限定契約  
小倉健二氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

### 第3号議案 監査役4名選任の件

本總會終結の時をもって、監査役4名の任期が満了となりますので、改めて監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	* いわた てる とく 岩田 照 徳 (昭和29年6月10日生)	昭和52年3月 当社入社 平成14年4月 当社電子カンパニー長 当社執行役員 平成16年4月 当社建装材カンパニー副カンパニー長 平成16年6月 当社取締役 平成16年10月 当社物流部担当 平成17年4月 当社建装材カンパニー長 平成18年10月 当社第一R&Dセンター長 平成20年4月 当社R&Dセンター長 当社知的財産部長 平成20年6月 当社常務取締役(現任) 平成21年7月 当社電子カンパニー担当 平成23年6月 当社社長補佐 平成25年4月 当社建装・建材カンパニー長 平成27年4月 当社社長補佐、特命事項担当(現任)	43,668株
2	もり なが ひろ ゆき 森 永 博 之 (昭和27年10月25日生)	昭和52年3月 当社入社 平成14年4月 当社首都圏第一営業統括 平成15年4月 当社化成品カンパニー副カンパニー長 当社執行役員 平成15年6月 当社化成品カンパニー長 当社上席執行役員 平成16年6月 当社取締役 平成17年10月 当社首都圏第二営業統括 平成18年10月 当社首都圏第一営業統括、東京支店長 平成20年1月 当社首都圏第二営業統括 平成20年6月 当社常務取締役 平成20年7月 当社建装材カンパニー長 平成21年7月 当社市場開発部担当 平成22年10月 当社海外事業部担当 平成23年4月 当社社長補佐、海外事業部長 平成25年4月 当社総合企画部長 平成26年4月 当社社長補佐、特命事項担当 平成26年6月 当社常勤監査役(現任)	46,393株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	かとう まさかず 加藤正和 (昭和22年11月11日生)	昭和48年10月 監査法人丸の内会計事務所 (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成16年4月 税理士法人トーマツへ転籍 平成21年6月 税理士法人トーマツ退任 平成21年7月 公認会計士・税理士・加藤正和事務所 所長(現任) 平成23年6月 当社監査役(現任) <重要な兼職の状況> 天野エンザイム株式会社監査役 天野エンザイムホールディングス株式会社監査役 株式会社Mizkan Holdings監査役(社外監査役) 株式会社中埜酢店監査役(社外監査役)	939株
4	* はなむら としいく 花村淑郁 (昭和28年9月23日生)	昭和57年4月 弁護士登録 石原法律事務所 (現 石原総合法律事務所) 入所 平成11年1月 名古屋地方裁判所鑑定委員(現任) 平成12年4月 名古屋弁護士会あっせん仲裁センター あっせん仲裁人(現任) 平成16年4月 石原総合法律事務所副所長(現任) 平成18年4月 名古屋家庭裁判所家事調停委員(現任) 平成18年10月 日本司法支援センター愛知地方事務 所地方扶助審査委員(現任) 平成21年7月 愛知県建設工事紛争審査会委員(現任) 平成24年10月 愛知住宅紛争審査会処理委員(現任) 平成25年11月 愛知県建設工事紛争審査会会長(現任)	0株

- (注) 1. \*は新任の監査役候補者であります  
各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 加藤正和氏および花村淑郁氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。  
なお、加藤正和氏は東京証券取引所および名古屋証券取引所の定める独立役員として両取引所に届け出ております。花村淑郁氏につきましては、本議案が承認された場合、独立役員として両取引所に届け出る予定であります。
4. 社外監査役候補者とした理由および社外監査役としての職務を遂行することができるかと判断した理由  
加藤正和氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化にいかし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。また、同氏が社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年であります。  
花村淑郁氏は弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査体制の強化にいかし、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したためであります。

5. 社外監査役との責任限定契約  
加藤正和氏および花村淑郁氏の選任が承認された場合は、当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を加藤正和氏とは継続し、花村淑郁氏とは締結する予定であります。  
当契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を上限としております。

以 上

## インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します）  
※「iモード」は㈱NTTドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo！」は米国Yahoo！Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応していません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成27年6月23日（火曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

#### 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

#### 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について  
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

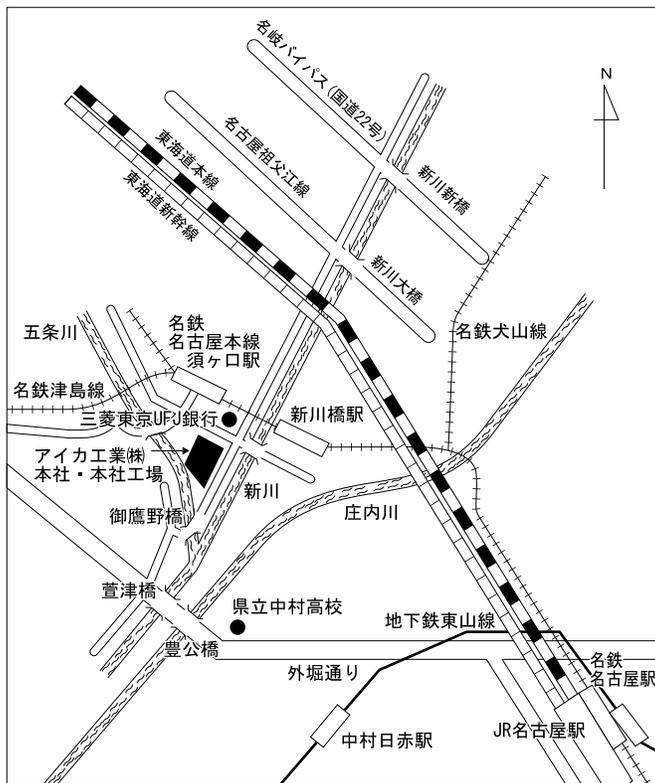
<メモ欄>

A series of horizontal dotted lines for writing notes.

A series of 18 horizontal dotted lines spanning the width of the page, providing a template for handwriting practice.

# 株主総会会場のご案内

会 場 愛知県清須市西堀江2288番地  
当社本社 第5会議室  
電話番号 052-409-8000



- ・交通機関 名鉄名古屋本線「須ヶ口」駅より徒歩15分、「新川橋」駅より徒歩8分です。
  - ・お車でお越しの方は、当社構内の本社ビル前の駐車場をご利用ください。
- ※当日は、地下鉄東山線「中村日赤」駅（1番出口）および名鉄名古屋本線「須ヶ口」駅前から送迎用車両を運行いたします。
- 〈出発予定時刻〉地下鉄「中村日赤」駅：午前9時、9時20分  
名鉄「須ヶ口」駅：午前9時10分から約10分間隔で運行  
最終は9時40分